

## 論点に対する回答

省 庁 名	財務省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>電子帳簿保存法は税務書類の保存について、紙の請求書・領収書をスキャンして電子化する方法（以下「スキャナ保存」という。）と、電子請求書・領収書等を電子のまま保存する方法（以下「電子保存」という。）について、ともに可能としている。累次の改正により電子化の許容を進めているが、現在でもスキャナ保存制度の普及率は全企業の約 0.1%にとどまっており、使い勝手改善を要望する声がある。</p> <p>&lt;論点①&gt;（電子保存について） 電子保存の利用を拡大するため、方策を講じるべきではないか。例えば、システムにおける検索要件や帳簿間の相互関連性確保要件等、紙の場合は課されていない要件については緩和を行うべきではないか。</p> <p>&lt;論点②&gt;（スキャナ保存について） 中長期的には電子保存の推進が必要な一方、過渡的な手法としてスキャナ保存のニーズも多く存在する。領収書等受領後の 3 営業日以内の自署及びタイムスタンプの付与、定期検査までの紙の保存義務等スキャナ保存の導入の障壁となっている要件の合理化を図るべきではないか。</p>
<p><b>【回 答】</b></p> <p>&lt;論点①&gt;</p> <p>取引の電子化を推進し、企業の会計処理、税務調査等の効率化を実現していくことは官民双方にとって重要と考えている。</p> <p>ただし、電子帳簿については、データだけでは可視性・一覧性がない等、紙とデータとではその性質が異なっており、事後検証の際に必要な情報を確認することができるよう検索要件が設けられている。また、関連する帳簿間でその記録事項が相互に関連するものであることを確認できるようにすることは帳簿の真実性確保の観点から求められているものである。</p> <p>さらに、適正な記帳の確保に向けた方策を進めていく旨が令和 2 年税制改正大綱（令和元年 12 月 12 日 自由民主党 公明党）でも言及されているところであり、こうした観点からも、これらの要件を備えた信頼性の高い電子帳簿は重要な役割を担っていると考えている。</p>	

なお、電子帳簿保存制度の適用を受けている場合には、適正性・真実性が確保された電磁的記録の保存に対するインセンティブ措置として、65万円の青色申告特別控除を受けることが可能とされている（通常は55万円。）。

#### <論点②>

企業のバックオフィスの効率化の観点からは、領収書・請求書等を電子的に授受する電子取引を推進していくことが重要と考えている。その一方で、ご指摘のように、紙の領収書等の授受が残ることを前提とした過渡的な手法として、スキャナ保存のニーズも存在することは承知している。

ただし、スキャナ保存制度は、紙をスキャンして作成したデータを保存することにより、その「原本」である紙を捨てることを可能とするもの。そのため、「コピーであるデータ」と「原本である紙」との同一性を担保し、改ざんを防止する等の観点から各種の要件が設けられている。このため、スキャナ保存の要件の見直しに当たっては、事業者の事務負担軽減のみならず、改ざん抑止（仮に紙の原本に対して改ざんが行われた場合に、紙を捨ててしまうと事後的な原本確認が困難となる。）の観点も踏まえて、検討を行うことが必要と考えている。

論点①、論点②に共通することであるが、電子帳簿等保存制度の普及促進策については、現在開催中の政府税制調査会においても議論が予定されている。政府税制調査会での議論も踏まえながら、企業の会計処理や税務申告手続が効率化され、企業の生産性向上、正確な記帳・申告が推進されるような方策を検討したいと考えている。